

2.2

ハローワークで本登録する

求職情報を仮登録した後は、相談窓口で求職申込み（本登録）を行います。その際、求職者マイページの開設を希望する場合は、求職者マイページのアカウントとして使用したいメールアドレスを登録してください。

求職情報の仮登録が済んでいない場合は、以下を参照してください。

参照先 『2.1 求職情報を仮登録する』



本登録手続きについて

当日中に窓口で本登録の手続きを行わない場合には、「求職情報仮登録完了」画面に表示される期日を確認のうえ、必ず期日までにハローワークで本登録手続きを行ってください。期日を過ぎた場合、入力（仮登録）したデータは自動消去され、本登録の手続きを行うことができなくなります。

※期日がハローワークの閉庁日（土日祝等）の場合は、前開庁日までに本登録手続きを行ってください。



メールアドレスについて

アカウントとして使用するメールアドレスは、国際的な規約に準拠した形式である必要があります。次のようなメールアドレスは登録できませんので、他のメールアドレスを登録してください。

- ① 先頭にピリオド（.）がある場合（例：.abcd@example.co.jp）
- ② @の直前にピリオド（.）がある場合（例：abcd. @example.co.jp）
- ③ ピリオド（.）が連続している場合（例：ab..cd@example.co.jp）
- ④ 利用できない記号が含まれている場合（例：ab[cd@example.co.jp）